

児童福祉司任用後研修（5日間）

ねらい	児童相談所における児童福祉司として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等を習得し、特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施する。						
申込条件	(1) 児童福祉司 (2) こども家庭センター職員 (3) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 【需要数44名】						
修了証交付対象者	児童相談所設置区が修了証を交付する場合の対象者 児童福祉司として任用された職員 (上記根拠：児童福祉法第13条第9項)						
日数	5日間						
研修内容	平成29年3月31日付雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（最終改正：令和7年3月31日）に基づく						
日程 研修ID 通知期限	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">日程</th> <th style="width: 33%;">研修ID</th> <th style="width: 33%;">通知期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">11月上～中旬</td> <td style="text-align: center;">2690300</td> <td style="text-align: center;">10月上～中旬</td> </tr> </tbody> </table>	日程	研修ID	通知期限	11月上～中旬	2690300	10月上～中旬
日程	研修ID	通知期限					
11月上～中旬	2690300	10月上～中旬					

児童福祉司任用後研修（2日間）

ねらい	児童相談所における児童福祉司として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等を習得し、特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施する。						
申込条件	※児童福祉司任用前講習会を修了した者 (1) 児童福祉司 (2) こども家庭センター職員 (3) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 【需要数73名】						
修了証交付対象者	児童相談所設置区が修了証を交付する場合の対象者 児童福祉司任用前講習会を修了した者で、児童福祉司として任用された職員（上記根拠：児童福祉法第13条第9項）						
日数	2日間						
研修内容	平成29年3月31日付雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（最終改正：令和7年3月31日）に基づく ※児童福祉司任用前講習会と重複していない科目を実施（上記通知10留意事項(6)）						
日程 研修ID 通知期限	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">日程</th> <th style="width: 33%;">研修ID</th> <th style="width: 33%;">通知期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10月上旬</td> <td style="text-align: center;">2690400</td> <td style="text-align: center;">9月上旬</td> </tr> </tbody> </table>	日程	研修ID	通知期限	10月上旬	2690400	9月上旬
日程	研修ID	通知期限					
10月上旬	2690400	9月上旬					